



発行 東京都

目次

9

条 例

- 東京強靱化推進基金条例……………(財務局)……………二
- 東京都防災街づくり基金条例を廃止する条例……………(同)……………三
- 東京二〇二〇大会レガシー基金条例……………(同)……………三
- 東京オリンピック・パラリンピック開催準備基金条例を廃止する条例……………(同)……………三
- 東京都人に優しく快適な街づくり基金条例を廃止する条例……………(同)……………四
- 東京都芸術文化振興基金条例を廃止する条例……………(生活文化スポーツ局)……………四
- 東京都障害者スポーツ振興基金条例を廃止する条例……………(同)……………四
- 東京都おもてなし・観光基金条例を廃止する条例……………(産業労働局)……………四
- 東京都新築建築物再生可能エネルギー設備設置等推進基金条例……………(環境局)……………四
- 東京都無電柱化推進基金条例を廃止する条例……………(建設局)……………五
- 令和四年度分の都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整の特例に関する条例……………(総務局)……………五
- 東京都議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の一部を改正する条例……………(議政局)……………五
- 令和四年度分の都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整における基準財政需要額の算定の特例に関する規則……………(総務局行政部政課)……………六

条例のあらまし

●東京強靱化推進基金条例 (条例第一号)

- 一 自然災害等の危機から、都民の生命と暮らしを守り、強靱で持続可能な都市を実現するため、東京強靱化推進基金を設置します。
- 二 この条例は、公布の日から施行します。

●東京都防災街づくり基金条例を廃止する条例 (条例第二号)

- 一 東京強靱化推進基金の新設に伴い、東京都防災街づくり基金を廃止します。
- 二 この条例は、令和五年四月一日から施行します。

●東京二〇二〇大会レガシー基金条例 (条例第三号)

- 一 東京二〇二〇オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて進めてきた多面的な取組を都市のレガシーとして発展させ、都民の豊かな生活につなげていくため、東京二〇二〇大会レガシー基金を設置します。
- 二 この条例は、公布の日から施行します。

●東京オリンピック・パラリンピック開催準備基金条例を廃止する条例 (条例第四号)

- 一 東京二〇二〇大会レガシー基金の新設に伴い、東京オリンピック・パラリンピック開催準備基金を廃止します。
- 二 この条例は、令和五年四月一日から施行します。

●東京都人に優しく快適な街づくり基金条例を廃止する条例 (条例第五号)

- 一 東京二〇二〇大会レガシー基金の新設に伴い、東京都人に優しく快適な街づく

り基金を廃止します。

二 この条例は、令和五年四月一日から施行します。

●東京都芸術文化振興基金条例を廃止する条例 (条例第六号)

一 東京二〇二〇大会レガシー基金の新設に伴い、東京都芸術文化振興基金を廃止します。

二 この条例は、令和五年四月一日から施行します。

●東京都障害者スポーツ振興基金条例を廃止する条例 (条例第七号)

一 東京二〇二〇大会レガシー基金の新設に伴い、東京都障害者スポーツ振興基金を廃止します。

二 この条例は、令和五年四月一日から施行します。

●東京都おもてなし・観光基金条例を廃止する条例 (条例第八号)

一 東京二〇二〇大会レガシー基金の新設に伴い、東京都おもてなし・観光基金を廃止します。

二 この条例は、令和五年四月一日から施行します。

●東京都新築建築物再生可能エネルギー設備設置等推進基金条例 (条例第九号)

一 脱炭素社会の実現に向け、新築建築物に係る再生可能エネルギー設備設置等の推進に要する資金に充てるため、東京都新築建築物再生可能エネルギー設備設置等推進基金を設置します。

二 この条例は、公布の日から施行します。

●東京都無電柱化推進基金条例を廃止する条例 (条例第一〇号)

一 東京強靱化推進基金の新設に伴い、東京都無電柱化推進基金を廃止します。

二 この条例は、令和五年四月一日から施行します。

●令和四年度分の都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整の特例に関する条例 (条例第一一号)

一 令和四年度分の特別区財政調整交付金の基準財政需要額の算定について特例を設け、基準財政需要額を再算定します。

二 この条例は、公布の日から施行します。

●東京都議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の一部を改正する条例 (条例第一二号)

一 令和五年四月一日から一年間、東京都議会議員の議員報酬の月額及び期末手当を二〇パーセント減額します。

二 この条例は、令和五年四月一日から施行します。

条 例

東京強靱化推進基金条例を公布する。

令和五年三月九日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第一号

東京強靱化推進基金条例

(設置)

第一条 自然災害等の危機から都民の生命と暮らしを守り、強靱で持続可能な都市を実現するため、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十一条第一項の規定に基づき、東京強靱化推進基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立額)

第二条 基金として積み立てる額は、予算で定める。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、确实かつ有利な有価証券に換えることができる。  
(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、東京都一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(処分)

第五条 基金は、第一条の目的を達成するため、その全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、确实な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第七条 この条例の施行について必要な事項は、知事が定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

東京都防災街づくり基金条例を廃止する条例を公布する。

令和五年三月九日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第二号

東京都防災街づくり基金条例を廃止する条例

東京都防災街づくり基金条例（平成二十七年東京都条例第二号）は、廃止する。

附則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

東京二〇二〇大会レガシー基金条例を公布する。

令和五年三月九日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第三号

東京二〇二〇大会レガシー基金条例

(設置)

第一条 東京二〇二〇オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて進めてきた多面的な取組を都市のレガシーとして発展させ、都民の豊かな生活につなげていくため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十一条第一項の規定に基づき、東京二〇二〇大会レガシー基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第二条 基金として積み立てる額は、予算で定める。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他确实かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、确实かつ有利な有価証券に換えることができる。  
(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、東京都一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(処分)

第五条 基金は、第一条の目的を達成するため、その全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、确实な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第七条 この条例の施行について必要な事項は、知事が定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

東京オリンピック・パラリンピック開催準備基金条例を廃止する条例を公布する。

令和五年三月九日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第四号

東京オリンピック・パラリンピック開催準備基金条例を廃止する条例

東京オリンピック・パラリンピック開催準備基金条例（平成十八年東京都条例第二十三号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

東京都人に優しく快適な街づくり基金条例を廃止する条例を公布する。

令和五年三月九日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第五号

東京都人に優しく快適な街づくり基金条例を廃止する条例

東京都人に優しく快適な街づくり基金条例（平成二十七年東京都条例第十八号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

東京都芸術文化振興基金条例を廃止する条例を公布する。

令和五年三月九日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第六号

東京都芸術文化振興基金条例を廃止する条例

東京都芸術文化振興基金条例（平成二十七年東京都条例第二十三号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

東京都障害者スポーツ振興基金条例を廃止する条例を公布する。

令和五年三月九日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第七号

東京都障害者スポーツ振興基金条例を廃止する条例

東京都障害者スポーツ振興基金条例（平成二十八年東京都条例第二十二号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

東京都おもてなし・観光基金条例を廃止する条例を公布する。

令和五年三月九日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第八号

東京都おもてなし・観光基金条例を廃止する条例

東京都おもてなし・観光基金条例（平成二十七年東京都条例第五十六号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

東京都新築建築物再生可能エネルギー設備設置等推進基金条例を公布する。

令和五年三月九日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第九号

東京都新築建築物再生可能エネルギー設備設置等推進基金条例

(設置)

第一条 脱炭素社会の実現に向け、新築建築物に係る再生可能エネルギー設備設置等の推進に要する資金に充てるため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百

四十一条第一項の規定に基づき、東京都新築建築物再生可能エネルギー設備設置等推進基金（以下「基金」という。）を設置する。  
（積立額）

第二条 基金として積み立てる額は、予算で定める。  
（管理）

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に換えることができる。  
（運用益金の処理）

第四条 基金の運用から生ずる収益は、東京都一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

（処分）  
第五条 基金は、第一条の目的を達成するため、その全部又は一部を処分することができる。

（繰替運用）  
第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。  
（委任）

第七条 この条例の施行について必要な事項は、知事が定める。

附 則  
この条例は、公布の日から施行する。

東京都無電柱化推進基金条例を廃止する条例を公布する。

令和五年三月九日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第十号

東京都無電柱化推進基金条例を廃止する条例

東京都無電柱化推進基金条例（平成二十九年東京都条例第六号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

令和四年度分の都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整の特例に関する条例を公布する。  
令和五年三月九日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第十一号

令和四年度分の都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整の特例に関する条例  
都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例（昭和四十三年東京都条例第十五号）別表に定める単位費用は、令和四年度分限り、同表一の款一の項中「二五、九八七円」とあるのは「二七、〇五四円」と、同部三の款一の項中「九、七一二円」とあるのは「一〇、九六一円」と、同部五の款二の項中「五八、四九六円」とあるのは「一一六、二〇三円」と、同表二の部七の款一の項中「一五七、七二九、〇五九円」とあるのは「一八二、三〇九、六五九円」と、同表三の項中「二、五九六円」とあるのは「七、六四四円」と、「五、三六七円」とあるのは「六、一一八円」と読み替えるものとする。

附 則  
この条例は、公布の日から施行する。

東京都議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の一部を改正する条例を公布する。  
令和五年三月九日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第十二号

東京都議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の一部を改正する条例

令和五年三月九日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第十二号

東京都議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の一部を改正する条例

東京都議会議員の議員報酬等の特例に関する条例（平成二十九年東京都条例第三号）の一部を次のように改正する。

「令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで」を「令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで」に改める。

附則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

規 則

令和四年度分の都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整における基準財政需要額の算定の特例に関する規則を公布する。

令和五年三月九日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第八号

令和四年度分の都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整における基準財政需要額の算定の特例に関する規則

令和四年度分の基準財政需要額を算定する場合における都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例施行規則（昭和五十年東京都規則第百八十二号）別表第一から別表第三までの規定の適用については、別表第一経常的経費の部議会総務費の項中「0.508」とあるのは「0.527」を、「0.492」とあるのは「0.473」とし、同部衛生費の項中「0.820」とあるのは「0.841」を、「0.180」とあるのは「0.159」とし、同部経済労働費の項中「0.793」とあるのは「0.896」を、「0.207」とあるのは「0.104」とし、同表投資的経費の部教育費の項中「0.605」とあるのは「0.603」を、「0.395」とあるのは「0.397」とし、別表第二経常的経費の部議会総務費の項中「0.021」とあるのは「0.020」を、「0.977」とあるのは「0.978」とし、同部衛生費の項中「0.906」とあるのは「0.803」を、「0.953」とあるのは「0.959」とし、別表第三経常的経費の部議会総務費の項中「1.010」とあるのは「1.009」を、「1.015」とあるのは「1.014」を、「1.020」とあるのは「1.018」を、「1.025」とあるのは「1.023」を、「1.030」とあるのは「1.027」を、「1.035」とあるのは「1.032」を、「1.040」とあるのは「1.036」を、「20.947」とあるのは「20.120」を、「0.120」とあるのは「0.115」を、「25.987」とあるのは「27.054」とし、同部衛生費の項中「9.712」とあるのは「10.961」とし、同部経

済労働費の項中「58.496」とあるのは「116.203」とし、同表投資的経費の部教育費の項中「0.2679」とあるのは「0.2781」を、「0.7321」とあるのは「0.7219」を、「-1 × 214.900 × 1/2 - 1 × 214.900 × 1/2 × 75/100」とあるのは「-1 × 214.900 × 1/2」を、「157.729.059」とあるのは「182.309.659」を、「-1 × 214.900 × 1/2 - 1 × 214.900 × 1/2 × 75/100」とあるのは「-1 × 214.900 × 1/2」を、「1.946」とあるのは「2.270」を、「508.035.000」とあるのは「592.707.500」を、「730」とあるのは「852」を、「3.246」とあるのは「3.692」を、「742.259.700」とあるのは「849.150.200」を、「5.367」とあるのは「6.118」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

行 東 京 都  
東京都市西新宿二丁目八番一  
号  
電話 〇三(五三二二)一〇一(代)

郵便番号 163-8001

定 価

本号 三〇円  
一箇月 六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七号  
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001

